付金の支給を受けることができること並びに同法第三十九条において準用する同法第十七条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により被害回復給付金の一般承継人が未支給の被害回復給付金の支給の届出をすることができること				
	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間	出入国管理及び難民認定法第二十二条の二に規定する在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間	出入国管理及び難民認定法第十九条の二十三第一項の規定による登録であって、同条第二項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	出入国管理及び難民認定法第十九条の五に規定する在留カードの有効期間
	令和八年熊本地震の発生の時において、本邦に在留し、かつ、在留資格を有して令和九年一月二十六日まで令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所又は居所を有する者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所又は居所を有するもの及び当該区域に住居地があるもの	日本の国籍を離脱した者又は出生その他の事由により出入国管理及び難民認定法第三章第二節の上陸の手続を経ることとなる者であって、同法第二十二条の二第一項の規定によりこの規定に規定する在留資格を有する期間が令和九年一月二十六日まで満了するもののうち、令和八年熊本地震に際し災害救助法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所又は居所があるもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所又は居所を有する者	令和八年熊本地震の発生の時において、本邦に在留し、かつ、在留資格を有して令和九年一月二十六日まで令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住居地があるもの及び当該区域に住居地があるもの

○法務省告示第六号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第九条に規定する特別永住者証明書の有効期間	令和八年熊本地震の発生の時において、特別永住者証明書を所持し、かつ、特別永住者である者であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所又は居所を有するもの及び当該区域に住居地があるもの	令和九年一月二十七日

○法務省・国土交通省告示第二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月七日

法務大臣　平口　洋
国土交通大臣　金子　恭之

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二十三条第一項の規定による許可であって、同法第三十一条第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその有効期間が満了するもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所又は外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第十条第二項に規定する監理事業を行う事業所の所在地がある者	令和九年一月二十七日
建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第八条の規定に基づく建設機械の登記用紙の閉鎖がされないこと	当該建設機械に係る所有権の登記の登記名義人であって、令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有するもの	令和九年一月二十七日